農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和○○年○○月○○日

砂川市農業委員会会長 様

譲渡人—(貸主)—住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

職業農業

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人(借主)住 所 ○○市○○町××番地

業務内容 農産物の生産・販売

氏 名 $(k) \times \times \times$

生年月日 代表取締役 ×× ××

農地 (採草放牧地) について、所有権 (地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、 賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利) の移転 (設定) の 許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

=: <i>+</i> :	地 目 所 在 地 番		目	面 積	所有者の氏名又は名称 現所有者が登記簿				所有権以外の使 用収益権が設定 されている場合			
所 住			現況	(m²)	と異なる場合には、 その氏名又は名称			権利者の氏 名又は名称	権利の 種 類			
〇〇市	○番1	田	田	3,000	[00	00)	無し	無し		
〇〇市 〇〇町	○番 2	田	田	2,000	[00	00)	無し	無し		
					[)				
					[)				
					[)				
					[)				
		F	Ħ	5,000								
計		,	田									
		農地	也計	5,000								
		採 放物	草 文地									

- 2 権利を移転 (設定)しようとする理由
 - (1) 譲渡人(貸主)

経営規模の縮小のため

(2) 譲受人 (借主)

経営規模の拡大のため

3 権利を移転(設定)しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の 時 期	対価、賃料等の額 [10 アール当たりの額]	資金調達の 方 法	その他
売買	○年○月○日	1,500,000円 [300,000円/10a]	自己資金	

- 注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。 また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。
- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等(住居及び生計を一にする親族(療養、就 学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。)並びに当該親族の行う耕 作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。)が、現に所有 し、又は使用収益権を有する経営地の状況(農地法第3条第2項第1号・第5号関係)

		農地面積(㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面 積(㎡)
所	自作地	① 20,000	20,000			2
有	貸付地					
地		武 左	- 444 平	地目	面積	JID Den sem al-
		所 在	地番	登記簿 現況	(m²)	状況・理由
	非耕作地					

店		農地面積(m²)	田	畑	樹園地	採草放牧地 面 積(㎡)
使用収益	借入地	3				4
益権を	貸付地					
使用収益権を有する土地		所 在	地番	地 目 登記簿 現況	面 積 (m²)	状況・理由
地	非耕作地					

	農地面積計(m²)	採草放牧地面積計(m²)	経営地面積合計(m²)		
経営地合計	(5)=(1)+(3) 20,000	6 = 2 + 4	(5)+(6) 20,000		
備考					

- 注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているもの の面積を記載すること。
 - 2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆 ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「~であることから条件 不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~のため○年間休 耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載す ること。
 - 3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。
- 5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況(農地法第3条第2項第1号関係)
 - (1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草 放牧地
作付(予定)作物	水稲			
権利取得後の面積(m²)	25,500			

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン	
確保しているもの	所有リース	3 0 P S 1 台	6条2台	6条1台	
導入予定のもの (資金繰りにつ	所 有 リース いて)				

((3)	農	作業に	:従事す	る者の) 狀況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他()

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

現在:4人(農作業経験の状況:10年以上の農作業経験あり(水稲))

増員予定:なし人(農作業経験の状況:)

	ウ	臨時雇用第	分働力	年間到	正人数	()									
		現在: 2 /	、(農作	業経験	険の状	況: 🔻	卡定(収穫時	寺に毎	年募集	蹇))			
		增員予定:	なし人	、(農作	乍業経	験のホ	犬況:)			
	工	アの個人。	こして権	[利を]	取得し	ようと	とする	者、イ	(の世	带員等	争その	他常時	持雇用	してい	いる
		労働者及びり	クの臨時	雇用	労働者	の住居	听地、	拠点と	こなる	場所等	争から	権利を	と設定	し、ヌ	には
		移転しようる	こする土	土地まっ	での平	均距离	雅又は	時間							
		[〇〇事務	所から	車で約	1 5 9	7]									
,	注 1	「大農機」	し」とは	トラク	ター	、耕運	機、I	自走式	の田村	直機、	コンノ	ミイン	等を、	「家:	畜」
		とは牛、豚、 導入予定の	鶏等を	いう。											
		ラス 了 足 v ことが確実な											で文	1) 541	
,	<i>l</i> ⇒ :	どの日巫戸	火火 去血	. /曲』	小小女	9 夕 年	なって	生っち	1.88 亿)					
)		託の引受け記							アドイボ)					
		託の引受ける				有	7	#							
1	注	該当するもの)を()て	囲むこ	<u>-</u> と。										
7	権	利を取得し。	こうとす	⁻ る者2	又はそ	の世帯		が個丿	へであ	る場合	合には	、その	者の	行う耕	炸作
	又は	養畜の事業に	工必要な	:農作業	と への しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょう しょう しょう かんしょ しょう しょうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃくり しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	従事場	犬況(農地沒	法第 3	条第2	2項第	4 号队	関係)		
	(1)	その行う耕	作又は	養畜の	事業に	こ必要	な農化	乍業へ	常時徒	と事 し	ている	る者の	氏名		
		1		2			3				4				
	(2)	年齢													
		① 歳		2	歳		3		歳		4	歳			
	(3)	主な職業													
		1		2			3				4				
	(4)	権利取得者	との関	系											
		1		2			3			4					
	(5)	その者の農	作業への	の従事	状況										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		72 × 411 " = 1	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
	140	行う批作マけ		1	I	1	1	1	1	1	I	1	1	1	

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
その行う耕作又は 養畜の事業に必要 な農作業の期間												
その者が農作業に 常時従事する期間												
その者が農作業に 常時従事する年間 日数					(<u>]</u>		E	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =				

- 注1 該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示すこと。 2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

8 転貸が認められる場合への該当の有無(農地法第3条第2項第5号関係)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (以下「賃借人等」という。)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(転 貸する場合)には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

- □ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放 牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- □ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- □ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施 により貸し付けようとする場合である。
- □ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽 培することをいう。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容:

、裏作の作付内容:

- □ 農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする 場合である。
- 9 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第6号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業 が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧 地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲む こと。

- (1) 地域の水利調整への参加: (参加) 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態: 農薬使用

減農薬 無農薬

(3) 地域の共同防除活動への参加: (参加)

不参加

該当なし

(4) 遺伝子組換え作物の栽培予定:

あり (なし)

- (5) 5の作付(予定)作物の栽培: (連作) 一部連作 輪作
- (6)(5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障 害等の影響を回避する方法について記載すること。

水稲作により連作障害はおきない。

(7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予 定の事項について、その内容を記載すること。

水利調整や共同防除について地域農業者と連携を図るため、関係農事組合と 調整済み

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省 略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。 ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及 び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数 に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借 の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、 次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出 すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転 (設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表3 一般法人関係権利移転(設定) 調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表4 地下・空間を目的とする地上権 設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定) 調書 (2部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲 渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が 所有権を取得しようとするとき。	付表7 貸借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3 項又は第5項の規定による手続きを証す る書面 (2部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村 長の指定を受けたことを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書、民事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図 (4部(申請人が2人を超える場合は、 その超える人数に相当する数を加えた部 数))
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

別紙1

農地所有適格法人としての事業等の状況 (農地法第2条第3項関係)

1-(1) 事業の種類

(= /) // = 1 // /				
	農	左の農業に該		
分	生産する農畜産物	関連事業等の内容	当しない事業の内容	
現 在 (実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の 技能講習	
権利取得後(予定)	同上	同上	同上	

1-(2) 売上高

(千円)

年 度	農		業	左当		業い	
3年前の年度(実績)		6,700			2 (0 0	
前々年度(実績)		6,800			2 (0 0	
前年度(実績)		6, 900			2 (0 0	
申請日の属する年度 (実績又は見込み)		7,000			2 (0 0	
翌年度(見込み)		7, 100			2 (0 0	
翌々年度(見込み)		7, 200			2 (0 0	

- 注1 「1-(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。 なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。
 - 2 「1-(1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

- (2) 農業と併せ行う林業
- (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 3 「1-(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連 事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に 該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度(実績)」から「前年度(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方 公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等)

						構成員が個人の場合は次のいずれかの状況							
氏名	又心	は	議	決	権	農地等の提	供面積	農業への	農作業委				
名	乖	尔	Ø)		数		(m^2)		託の内容				
						権利の種類	面積	直近実績	見込み				
××	××		5 ()		所有権	10,000	12箇月	12箇月	耕起・代かき			
××										・田植え及び			
XX	$\triangle \triangle$		4 (J						稲刈り・脱穀			

議決権の 機大権合 機大権の 関係 機大権の 制合

100

その法人が農業(労務管理、市場開拓等を含む。)を行う期間:年 箇月

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社の株主の氏名 又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

- 2 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業(労務管理、市場開拓等を含む。) を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。
- 3 次の書類を添付すること。

- (1) 組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員 である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名 簿の写し(その有する議決権を記載したもの)
- (2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

		取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等
氏名又は	議決権	の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認
名 称	の数	定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等
		の内容)
(株)▽▽	1 0	法人に肥料を販売する肥料会社

議決を 数 関係の 事議 き を の 計 業決合

1 0 0

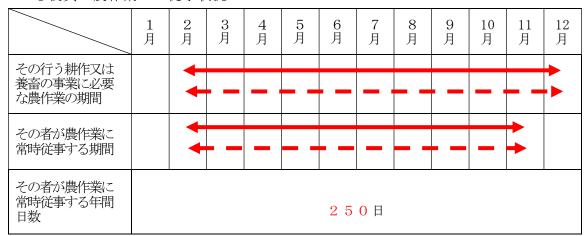
1/10

- 注1 (2)の場合にあっては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し 等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。
 - 2 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。
 - 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。
 - 4 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
 - 5 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

- 3 理事、取締役及び業務を執行する役員の状況
 - (1) 農業(労務管理、市場開拓等を含む。)への従事状況

氏					農業への従事状況 (箇月)				
	Ħ	 	所	役 職			農作業への常時従事		
	名	住					の有無		
					直近実績	見込み	直近実績	見込み	
××	××	〇〇市×× ××番地	(町	代表取締役	12箇月	12箇月	250日	250日	

- 注 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業(労務管理、市場開拓等を含む。)を 行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。
- その法人が農業(労務管理、市場開拓等を含む。)を行う期間:年 箇月
- (2) 「農作業への常時従事の有無」欄に有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況



- 注1 該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「◆ → 」、見込は「◆ - - ♪」 で示すこと。
 - 2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

(留意事項)

農地所有適格法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行う ため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の 各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項に ついても記載すること。